

フランス社会における避妊

—1955年から1960年—

相 澤 伸 依

Contraception dans la société française – de 1955 à 1960 –

Le Japon est un pays très spéciale dans la pratique de contrôle des naissances, car il a autorisé l'avortement libre en 1948, alors qu'il n'a autorisé la pilule qu'en 1997. Par contre, d'autres pays occidentaux, notamment la France ont pris une voie toute différente. Elle avait interdit l'avortement en 1810 et les contraceptions en 1920. Mais les contraceptions dont la pilule ont été autorisées en 1967 et l'avortement en 1974. Et maintenant les Françaises ont beaucoup de choix des contraceptifs dits "modernes". D'autres pays, comme les Etats-Unis ou l'Angleterre ont pris la pareille histoire. En tenant compte de ces différences, je me pose la question de savoir : Pourquoi le Japon a pris une politique si spécifique ? Qu'est-ce qui a influencé ce choix ? Pour répondre à cette question, je me propose de comparer les situations et les discours autour des contraceptions entre la France et le Japon. Dans cet article, je suivrai le discours dans les années cinquante, où le débat sur la contraception a commencé.

はじめに

日本は、1948年という世界でもっとも早い時期に人工妊娠中絶を合法化した国であると同時に、代表的な現代的避妊法である経口避妊薬（以下、ピルと記す）が1999年と世界でもっとも遅く認可された国である。欧米に目を向けると、アメリカでは、1960年に（高用量）ピルが避妊薬としてアメリカ食品医薬品局（FDA）に認可され、低用量化とともに普及していく。その後1973年になって、ロウ対ウェイド裁判で中絶の権利が認められた。フランスでは、1967年に避妊具の販売や情報提供が法的に認められると同時にピルの販売も開始され、1975年に中絶が合法化された。まずは現代的避妊法を容認し、その後中絶の合法化へと向かう、これらの「先進国」¹⁾と逆行する歴史を、日本はたどったと言える。

日本のリプロダクション政策の特殊性に着目し、その背景を探った研究は近年、歴史社会学の分野で進められている²⁾。その一方で、欧米諸国において、どのようなリプロダクシヨ

フランス社会における避妊

ン政策が取られてきたのか、またその政策を可能にした社会状況や思想運動を明らかにした研究は日本でいまだ少ない³⁾。本稿は、思想運動に着目しつつ避妊合法化に至るフランスの過程をたどることで、「なぜ、どのように、フランスで現代的避妊法が受け容れられたのか」を明らかにしようとする試みの一環である。この研究は、最終的には、日仏の避妊をめぐる思想運動を比較することによって、「なぜ日本ではピルが受け容れられなかったのか」という問いに応答することを目指すものである。

フランスにおいて、人工妊娠中絶は、1810年の刑法317条で犯罪とされた。その後、1920年の「中絶の教唆および避妊プロパガンダの抑制に関する法律 (Loi du 31 juillet 1920 réprimant la provocation à l'avortement et à la propagande anticonceptionnelle)」(以下、「1920年法」と記す)によって、産児調節⁴⁾に関する制限は一層厳し取り締まりの対象となる。すなわち、1920年法においては、その名称が示すように、広告など中絶を教唆することおよび薬剤や器具など中絶の手段を提供することが禁止された。さらに、避妊に関わる情報を流布したり、避妊を目的とした製品を販売することも禁止された⁵⁾。

中絶および避妊に対するこれらの厳しい制約は第二次世界大戦後も残り続けることとなる。では、このような状況から中絶と避妊の容認へと、フランス社会はいかにして変化していったのか。そこには、避妊と中絶の合法化を求める女性たちの運動があった。

以下では、フランスにおけるリプロダクション政策とその背景となった思想運動を詳細にたどったビビア・パヴァール (Bibia Pavard) の『私が欲しいなら、私が欲しい時に — フランス社会における避妊と中絶 1956-1979 — (Si je veux, quand je veux -Contraception et avortement dans la société française 1956-1979-)』の第一章⁶⁾の内容を紹介する形で、運動の端緒を見ていくこととしたい。

論争の始まり

議論は1955年にさかのぼる。当時40歳の産婦人科医マリー＝アンドレ・ラグルア・ウェイユ・アレ (Marie-Andrée Lagroua Weill-Hallé) は、道徳・政治学アカデミー (Académie des sciences morales et politiques) で、1954年に起こった次の事件を例に取りながら演説を行った。その事件とは、当時5人目の子供を妊娠中だった23歳の女性が、4人目の子供を育児放棄して死なせ、7年の禁固刑に処されたというものである。ラグルア・ウェイユ・アレは、もし夫婦が効果的な避妊を実行することができていればこの事件は避け得たはずだと主張し、避妊を禁じた1920年法を見直すことを訴えた。彼女は、1953年にも同趣旨の論文を書いていたが、この論文が注目を集めることはなかった。しかし、今回の演説は違った。彼女の発言は、複数のメディアの注目を集めることとなった。

彼女の発言を受けて雑誌や新聞メディアは、産児調節の問題について論じ始めた。注目すべきは、その議論が、コンドームや性交中断など伝統的な避妊法は有効ではないと主張し、精子剤やペッサリーのような現代的な新たな避妊手段の重要性を強調するものであったということである。それゆえ、法の見直しを訴える議論は、このような現代的避妊法について助言し、それらを提供しうる医療者にまずは向けられることとなった。

もう一点、注目すべきは、避妊の自由化が、中絶を防ぐための手段と位置づけられていることである。裏を返せば、産児調節を求める議論は、膨大な数に上る違法な中絶の実体を反映したものであった。結果的に1920年法は、中絶を防ぐものではなく、違法な中絶を誘発するものとなっていたのである。それゆえ、法を改正し、避妊の自由化によって中絶を防ぐ道を求めることが主張された。

1956年初頭から、1920年法見直しに向けたさらに大規模なメディア攻勢が始まっていった。しかし、メディアの攻勢とともに、産児調節に反対する主張も顕在化する。そこには大きく三つの勢力があった。第一の反対勢力は、国立人口統計学研究所 (INED) の研究者たちであった。彼らは、避妊を合法化することによって出生率が低下することを恐れたのである。第二の反対勢力は、カトリック教会であった。教皇ピウス11世は1930年の回勅において、中絶と避妊を罪として糾弾していた。続くピウス12世も、避妊手段として禁欲法しか認めず、結婚内で命を育むことの義務を説いた。当然ながら、カトリックに強く関与する人々は、避妊の合法化に反対した。そして、第三の反対勢力は、フランス共産党であった。戦争中は自由な母性を擁護しようとした共産党は、戦後沈黙の後、1956年になって、中絶は合法化すべきだが、避妊には反対の立場を表明した。なぜなら、彼らの言葉によれば、産児調整とは、社会的・物質的制約ゆえに子供を持ちたいだけ持てない庶民層の女性に対する目くらましにすぎないからである。このような反対者たちに対してラグルア・ウェイユ・アレは、女性に課された性役割を受け容れ、それに訴えることによって挑もうとした。

反対者たちに立ち向かい産児調整合法化の動きをすすめていくために、1956年3月8日、「幸福なる母性 (la Maternité heureuse)」という団体が設立された (以下、「幸福なる母性」会と記す)。中心となったのは、エヴリンヌ・シュルロ (Evelyne Sullerot) という30代を迎えたばかりの若い女性であった。彼女自身、4人の子供を育てるために学業を断念しており、また健康上妊娠が望ましいとは言えない状態にあったにもかかわらず、避妊の手段が提供されないという矛盾した状況を自ら経験していた。そんな彼女は、全国紙『ル・モンド (Le Monde)』紙に掲載されたラグルア・ウェイユ・アレの論説を読み、彼女と協力して団体設立へと動いたのである。

「幸福なる母性」会の運動方針は次の二点を基調としていた。第一に、女性自身が自らの運命を決められるようにすることである。第二に、活動の中心となるのが母親である事実を強調することである。すなわち、母親という、女性に課せられた性役割を逆手に取ることで、

フランス社会における避妊

活動が母性を否定するものではないことを示そうとしたのである。活動が母性や家族を擁護するものであることを示すため、個人の自己管理を想起させる外来語“birth control”を使用することは避けられた。

望まない妊娠から女性を解放するという社会を揺さぶる目的とは裏腹に、母性保護という表向きのイメージを強調したことにより、会設立の手続きは速やかになされた。参加者の多くが、高い教育を受けた社会的地位のある女性だったことも手続きを容易にしたと言えるだろう。とりわけ、理事長のラグレア・ウエイユ・アレは、まさに「尊敬に値する」女性だった。彼女は、自身が産婦人科医であるだけでなく、著名な小児科医の妻であり、家庭を守る母であり、美しい身なりをしたブルジョワであった。ジェンダー規範にかなない、かつ階級的にも一定の位置を占めること。これが会の正統性に寄与した。

また、「幸福なる母性」会は、女性の語りを加速させた。会には、学業継続、経済的負担、健康維持など産児調節に関わる様々な問題に自ら直面した女性たちが多く参加していた。学業、経済、健康などは、産児調節が公に議論されるようになって以来話題にされてきたテーマであったが、参加者たちが経験を自ら語ることによって、「幸福なる母性」会の活動にさらに正統性が与えられることとなった。このことは、「尊敬に値する」女性像を強化する一方で、困難な社会状況、抑圧的な法制、無責任な男の犠牲者という女性像も作り出した。

避妊合法化の要求は、望まない妊娠が技術によって回避できるにもかかわらず、その技術を用いまいままにしておくのはおかしい、という考えに基づいていた。したがって、この議論は、妊娠するという女性の自然本性はコントロールできないという考えを否定し、男女の平等への道のりを提案するものでもあった。この主張は、ボーヴォワールのフェミニズムに近いものであり、事実、「幸福なる母性」会はボーヴォワールの協力を得るところとなった。しかしながら、会において、フェミニズムの見方に立った言動が表立って取られることはなく、家庭を、女性抑圧の場だとして告発することもなかった。会の主張において、家庭は社会の基礎となるものであり、母性は女性の本質的な役割と考えられた。「幸福なる母性」会は、女性による女性のための社会変革の試みではあったものの、決してフェミニスト集団ではなかったのである。

産児調節から家族計画へ

1955年の議論の始まり以来、活動家たちは海外の状況を常に参照してきた。そこで問題になったのは、海外の議論の中で用いられる語を適切に翻訳し、かつ議論の内容をフランスの文脈に合わせて受容することであった。

思想の受容にあたって、まずは語彙が問題になった。1950年代半ばのフランスでは、「避妊 (contraception)」という語は知られておらず、英語の「産児調節 (birth control)」が主に

用いられてきた。しかし、この語は、妊娠の危険なしに性関係が持てるかのように意味が強調されて流通していた。そこで、「幸福なる母性」会は、会報第一号で、「産児調節 (contrôle des naissances)」とフランス語に訳した上で、新たな定義を示した。すなわち、産児調節とは、生殖を力によって管理するものではなく、欲しい時に子供を持つために、欲しくない時には妊娠しないようにするものだ、と定義したのである。避妊を単なる自己管理とすることや国家による人口の管理とすることは、強く否定された。「幸福なる母性」会は、避妊とは、あくまでも欲しい時に子供を産むための手段であり、何よりも家族における問題だと強調したのである。この主張は、子供を産むことを否定しておらず、人口減を恐れ出産を奨励する者たちの主張と根本的に対立するものではなかった⁷⁾。

他にも様々な言葉が提案された。「計画された親子関係 (parenté planifiée)」という語も次第に用いられるようになった。ラグルア・ウェイユ・アレは、活動開始当初は「制御された母性 (maternité dirigée)」という語を使っていたし、ジャーナリストのジャック・ドゥロギ (Jacques Derogy) は birth control の訳語として「誕生を指揮する技術 (art de commander les naissances)」を提案していた。子供の誕生を計画することは、自然を支配する科学技術の進歩の象徴であり、誕生の自然なプロセスへの人為の介入でもあった。そこで、人間の理性の働きを強調する「意識的な母性 (maternité conscient)」という語もしばしば使われた。

このような新たな言葉の導入は、フランスの避妊に関する議論を刷新することにもつながった。英米、北欧諸国に代表される「進んだ」海外の状況を紹介することは、「遅れた」フランスの現状を知らしめることにつながったからである。活動家たちは、言葉の導入にとどまらず、マーガレット・サンガーのような海外の活動家と積極的に接触し、協力を得ていった。産児調節を促進する運動波及の背景には、国際的な活動家、団体のつながりが存在していたのである⁸⁾。

フランスを含む各国の産児調節運動を束ねるのに大きな役割を果たしたのは、1952年の第3回国際家族計画会議で設立された国際家族計画連盟 (IPPF: International planned parenthood federation) であった。IPPFは、国際会議を主催することによって、家族計画という問題の存在を可視化し、人々に情報提供を行うことを主たる活動としていた。さらに、医療者向けに、避妊技術の研修も行っていった。「幸福なる母性」会は、1959年に IPPF に加盟し、連盟の機構を活用して活動を進めていく。

こうして「幸福なる母性」会が産児調節活動の国際ネットワークに加わることによって、フランスへの避妊の知識や技術の導入も進んだ。英・米・スウェーデンに比較して、フランスの医者は、「現代的」避妊法についての知識が不足していた。彼らにとって、IPPFの国際会議は、現代的避妊法についての新たな知見を得る場となった。また、英米で活用された IPPF の避妊普及のための文書の紹介も進んだ。「幸福なる母性」会は、IPPF の活動からお

フランス社会における避妊

おいに影響を受けていた。

しかし、「幸福なる母性」会が採用しなかった IPPF の方針もある。ラグルア・ウェイユ・アレは、世界規模の人口過剰の問題と先進国への家族計画の導入とを結びつけることには強く反対していた。彼女は、両者が混同され、家族計画と国家規模のマルサス主義とが結びつくことを恐れていたのである。実際、当時の世界人口問題に関する論調は、19世紀末の新マルサス主義の考え方に近く、フランスの新たな産児調節運動に対する偏見が助長される恐れがあった。それゆえ、ラグルア・ウェイユ・アレはじめ「幸福なる母性」会の産児調節運動は、IPPFの活動からおおいに影響を受けつつも、フランスの文脈をふまえて、家族の重要性を強調し、マルサス主義に連なるものを強く拒否した。

フランスの産児調節運動の先駆者たちの活動は、言葉や思想をはじめとした家族調節に関わる文化がフランスへ移入されたことにより、しっかりと基礎づけられた。「幸福なる母性」会は、1960年に「フランス家族計画運動 (Mouvement français pour le planning familial)」と名称を改め、国際家族計画連盟に加盟する。同会の活動は、足元から産児調節運動への支持を拡げていく。

結びにかえて

ここまで、Pavard (2012) の第一章を紹介する形で、1955年から1960年にかけての避妊合法化運動の流れをたどってきた。以上をふまえて、三点、注目すべき論点を挙げておこう。

第一に、避妊合法化を求める動機である。避妊も中絶も法で禁じられていたフランスでは、何より非合法の中絶を防ぐための手段として、避妊の合法化が目指された。これは、1948年に中絶が合法化され、避妊に制約もなかった日本と対照的である。

第二に、運動の開始当初に、マリー＝アンドレ・ラグルア・ウェイユ・アレという一個人が果たした役割の大きさである。会の代表者が、その発言や行動のみならず、よき妻であり母というジェンダー規範を受け入れて一般受けする女性イメージを保持したことが、まさに「幸福なる母性」会の活動を円滑にしたというのは、皮肉なことにも思われる。

しかし、会は、望む時に子供をもてるようにして、女性がより望ましい形で家族をつくり出すことを避妊の意義として主張していた。これが第三の注目点である。フランスにおいて、フェミニズム運動に連なる女性個人の選択の権利でもなく、また国家の人口問題解決でもなく、家族の価値を強調するところに産児調節運動が依拠していたというのは興味深い。だとすれば、ラグルア・ウェイユ・アレにとって、母というジェンダー役割の強調という先の事態は、皮肉ではなく本望なのかもしれない⁹⁾。

一方で当時の日本に目を向ければ、フランスにやや先立つ1950年代はじめから、家族計画運動が活発になっていく。しかし、それは「幸福なる女性」会のように、女性自身から産

まれてきた運動ではなく、もっぱら国家の人口問題への対策として講じられたものであり、国家の期待に沿うべく個人の行動を導くことが目指されていた¹⁰⁾。

このように避妊の位置づけが日本とは根本的に異なる地点から出発したフランスの産児調節運動のさらなる展開については、稿を改めて検討することとしたい。

注

- 1) 例えば、イギリスでは1961年にピル認可、1967年に中絶合法化。スウェーデンでは1964年にピル認可、1974年に中絶合法化。
- 2) 松本(2005)、ノーグレン(2008)、荻野(2008)を参照せよ。
- 3) 英米におけるリプロダクション政策をたどった荻野(1994)、中絶合法化前後のアメリカにおける論争をたどった荻野(2001)がある。また、18世紀から20世紀初頭にかけてのフランスの人口思想史をたどった岡田(1984)がある。20世紀のフランスにおける人口政策については、河合(2010a)(2010b)がある。
- 4) 本稿では、中絶と避妊をまとめて「産児調節」と表現する。また、英語 birth control およびその仏語 *contrôle des naissances* の訳語としても用いる。両者を区別する必要がある場合は原語を添える。
- 5) 詳細については河合(2010a)を参照せよ。
- 6) Pavard(2012) pp.19-42
- 7) 河合(2010b)は、フランスの産児調節運動と出産奨励運動の思想的な重なりと差異について論じている。
- 8) この点について、荻野(1994)が詳細に論じている。
- 9) ドンズロ(1991)は、フランスの産児調節運動も出産奨励運動も「家族主義」を採用する点で共通していたと指摘している(223-4頁)。これに対して、脚註7にもある通り、河合(2010b)は、詳細な検討を経て、1960年代の家族計画運動が家族への責任を重視するのに対して、出産奨励運動が国家への責任を重視するとして、両者の差異を示している。「幸福なる母性」会の家族主義的な側面については、より詳細な検討を今後試みたい。
- 10) 荻野(2008)第六章を参照せよ。

文 献

- 岡田 賁, 『フランス人口思想の発展』, 千倉出版, 1984年
- …, 「フランスの人口・家族政策」, 日本人口学会編『人口大辞典』, 834-40頁, 培風館, 2002年
- 荻野美穂, 『家族計画への道 近代日本の生殖をめぐる政治』, 岩波書店, 2008年
- …, 『中絶論争とアメリカ社会 身体をめぐる戦争』, 岩波書店, 2001年
- …, 『生殖の政治学 フェミニズムとバースコントロール』, 山川出版社, 1994年
- ドンズロ, ジャック, 『家族に介入する社会 近代家族と国家の管理装置』, 宇波彰訳, 1991年
- ノーグレン, ティアナ, 『中絶と避妊の政治学 戦後日本のリプロダクション政策』, 岩本美砂子監訳, 青木書店, 2008年
- 河合 務, 「戦後フランスの出産奨励運動をめぐる状況変化に関する考察「ニュヴェルト法」(1967年)の成立を手がかりとして」, 『地域学論集 鳥取大学地域学部紀要』, 第六巻三号, 271-81頁, 2010年3月

フランス社会における避妊

…, 「1960・70年代フランスの出産奨励運動と「人口問題教育」—家族計画運動との関係に焦点をあてて—」, 『地域学論集 鳥取大学地域学部紀要』, 第七卷二号, 239-51 頁, 2010年12月

松本彩子, 『ピルはなぜ歓迎されないのか』, 勁草書房, 2005年

Pavard, Bibia., *Si je veux, quand je veux -Contraception et avortement dans la société française 1956-1979-*, Presse universitaires de Rennes, 2012